選 択 約 款 変 更 届 出 書

客営計　第45号
平成27年２月５日

経済産業大臣　宮　沢　洋　一　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成27年４月１日

別　紙

低圧季節別時間帯別電力

（選　択　約　款）

中国電力株式会社

Ⅰ　本　　則

１　目　　的

この選択約款は，負荷の平準化を促進し，電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

２　選択約款の届出および変更

（１）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（２）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（３）　当社は，電気供給約款（平成27年２月５日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

３　適 用 範 囲

供給約款の低圧電力の適用範囲に該当し，農事用の育苗または栽培のために冷暖房負荷等の動力を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの選択約款の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

４　契 約 電 力

契約電力は，供給約款の低圧電力に準じて定めます。

５　季節区分および時間帯区分

（１）　季節区分は，次のとおりといたします。

イ　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

ロ　その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

（２）　時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

６　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（３）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（１）　基本料金

基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の３キロワットまで	3,434円40銭
上記をこえる１キロワットにつき	1,090円80銭

（２）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお，昼間時間の使用電力量については，その１月に夏季およびその他季

がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の昼間時間の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

イ　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	17円87銭	15円85銭

ロ　夜間時間

１キロワット時につき	10円15銭

（３）　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，供給約款の低圧電力に準じて定めます。

７　使用電力量の計量

使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。この場合，それぞれの使用電力量の計量は，供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

８　契 約 期 間

契約期間は，次によります。

（１）　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の

日以降１年目の日までといたします。

（２） 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（３） 契約期間満了に先だって，原則として供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約に需給契約を変更することはできません。

９ そ の 他

（１） その他の事項については，供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。 ただし，供給約款36（供給の停止）（３）ニについては，供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。

（２） この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ　実施細目

1　適用範囲

この選択約款から供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約に変更された後１年に満たないお客さまについては，この選択約款を適用いたしません。

2　その他

お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合は，供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

附　　則

1　実 施 期 日

この選択約款は，平成27年４月１日から実施いたします。

2　延滞利息の適用開始までの取扱い

本則６（料金）および本則９（その他）については，料金の算定期間の最終日が平成29年３月31日以降となる料金に適用するものとし，料金の算定期間の最終日が平成29年３月30日以前となる料金については，次のとおりといたします。

（１）　料　　金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし，供給約款26（料金の算定）（１）イの場合で，需給契約が消滅したときに供給約款附則６（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10) に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

イ　早収料金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額

を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の３キロワットまで	3,434円40銭
上記をこえる１キロワットにつき	1,090円80銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお，昼間時間の使用電力量については，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の昼間時間の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ａ　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	17円87銭	15円85銭

ｂ　夜間時間

１キロワット時につき	10円15銭

（ハ）　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，供給約款の低圧電力に準じて定めます。

ロ　遅収料金

遅収料金は，早収料金にその３パーセントを加えたものといたします。

（２）　そ の 他

イ　その他の事項については，供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。 ただし，供給約款附則６（延滞利息の適用開始までの取扱い）(14) ハ（ニ）については，供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。

ロ　この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第５項

または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第３項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

２　燃料費調整

（１）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1543

β＝0.1322

γ＝0.9761

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26{,}000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{（２）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り，かつ，39,000円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26{,}000\text{円}) \times \frac{\text{（２）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

平均燃料価格は，39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39{,}000\text{円} - 26{,}000\text{円}) \times \frac{\text{（２）の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	24銭1厘

（３）　燃料費調整単価等の掲示

当社は，（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

添　付　書　類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容

中国電力株式会社

1　変更を必要とする理由

当社は，電気供給約款が平成27年２月５日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成26年１月15日届出の低圧季節別時間帯別電力（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

２　選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。